

作成日 2025 年 6 月 5 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-378

課題名 : 大規模災害後の死亡の検討 : 特定非常災害を網羅した災害後の超過死亡の一般化と障害者手帳保有者の災害による直接死亡・間接死亡の検討

1. 研究の対象

2011 年東日本大震災（岩手県・宮城県・福島県）、2016 年熊本地震（熊本県）、2024 年能登半島地震（石川県）、2018 年西日本豪雨（広島県・岡山県・愛媛県）、2019 年台風 19 号（宮城県・福島県・長野県）、2020 年熊本豪雨（熊本県）の特定非常災害に指定された災害の被災県にお住まいの方で、①災害による直接的な死因、間接的な死因でお亡くなりになった方、②発災年月の直前に「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」を保有していた方

2. 研究期間

2025 年 8 月（研究実施許可日）～2028 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

本研究にて、試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 8 月 18 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

1995 年阪神・淡路大震災を機に、特定非常災害特別措置法が施行され、より著しく異常かつ激甚な非常災害は「特定非常災害」に指定されています。2011 年東日本大震災が発生するまでは、特定非常災害に指定された災害は 2 件のみでしたが、2011 年以降、東日本大震災を含めると地震、豪雨災害で 6 件にのぼり、ここ 10 数年で甚大な被害をもたらす災害の頻度が極めて高くなっています。このような気候変動も含めた災害発生の状況から、仙台防災枠組では、「2030 年までに地球規模での災害死者数を減らす」ことが提言されており、災害による直接的な死亡（圧死・溺死・熱傷など）を減らすのはもちろんのこと、間接的な死亡（循環器疾患、感染症、腎不全、呼吸不全、自殺など）の予防対策を一層進めていく必要があるとされています。

現在、災害時に特に配慮が必要な方の、直接的な死亡や間接死亡を防ぐために、個別避難計画の作成が推進されていますが、一方で、障がいを抱えた方の、災害による直接的な死亡および間接的な死亡について、これまで学術的なレベルでは十分な検討がなされておりませんでした。

したがって、人口動態調査死因データを厚生労働省に利用申請を行った後に、災害後の感染症や深部静脈血栓症を含む循環器疾患、人工透析患者や在宅人工呼吸療養者の医療機関受診の制限等による腎不全や呼吸不全など、災害に起因すると考えられる超過死亡の検討を行います。加えて、2011 年の東日本大震災以降に「特定非常災害」に指定された災害被災県内の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の情報を集めさせていただき、人口動態調査死因データとあわせて、障がいを抱えた方の災害による直接的な死亡や間接的な死亡の状況を検討して、より効果的な個別避難計画の策定に役立てていきます。

5. 研究方法

1) 特定災害による超過死亡の検討

人口動態調査死因データを厚生労働省に利用申請を行い、当該災害の被災県内で亡くなった方の死因情報を収集し、腎不全や呼吸不全などの災害に起因すると考えられる超過死亡の検討を行います。

2) 障害者手帳を保有している方の災害による死亡状況の検討

- ① 研究対象となっている特定非常災害の被災県にお住いの、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の情報について、該当する災害の被災県・政令指定都市の担当部署に行政情報の使用申請を行い、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の氏名・生年月日・住所・診断名・等級を収集します。
- ② 1) の特定災害による調査死亡の検討の際に収集した人口動態調査死因データと、①で収集した情報を突合させて、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の災害による直接的な死亡（圧死・溺死・熱傷など）と間接的な死亡（循環器疾患、感染症、腎不全、呼吸不全、自殺など）のリスクの検討を行います。

※ 今回収集させていただく個人情報は、自治体担当部署と十分かつ綿密な協議、手続きを行いながら、収集の作業を進めていきます。また、収集させていただいた情報が外部に漏洩することを防ぐために、①外部ネットワークに接続されていないパソコンで作業する、②生体認証がなければロック解除できないパソコンを使用する、③ICカードでしか入室ができない、外部の人が入室できない部屋で作業を行うこと、さらに④鍵のかかるロッカーで保管する対策を講じます。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

- 人口動態調査死因データ（死因、氏名、性別、生年月日、死亡年月日、住所等の情報を厚生労働省に利用申請を行う）
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の情報（氏名、性別、生年月日、住所、診断名、等級の情報を、特定非常災害の被災県の自治体に閲覧・利用申請を行う）

※なお、人口動態調査死因データと、被災自治体から収集した身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方の情報を、氏名、性別、生年月日、住所にて突合を行うため、匿名化等の加工を行わず、両者の情報を突合いたします。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

なお、既存試料・情報等の提供のみを行う機関としては以下のとおりである。

- ・ 人口動態調査死因データ：厚生労働省
- ・ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の保有者の情報：2011年東日本大震災、2016年熊本地震、2024年能登半島地震、2018年西日本豪雨、2019年台風19号、2020年熊本豪雨の被災地（岩手県、宮城県、福島県、石川県、長野県、岡山県、広島県、愛媛県、熊本県）の県および政令市・中核市

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて、お亡くなりになられた方や身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちのご本人さま、もしくはお亡くなりになられた方や身体障害者・精神障害者保健福祉手帳。療育手帳をお持ちの方の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でもご本人さまに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学災害科学国際研究所 災害医学研究部門 災害公衆衛生学分野・准教授 大類 真嗣
住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
連絡先：022-717-8104
masatsugu.orui.e5@tohoku.ac.jp

研究責任者：

責任者の所属・氏名：東北大学災害科学国際研究所 災害医学研究部門 災害公衆衛生学分野・准教授 大類 真嗣
住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
連絡先：022-717-8104
masatsugu.orui.e5@tohoku.ac.jp

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合